

**ファイザー社ワクチン（5～11歳用）の有効期限について**

（令和5年1月25日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡 別添 2）

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造・販売する企業において収集された、一定期間保存した後  
の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定  
した後であっても、そうしたデータに基づき、薬事上の手続きを経て、有効期間が延長されることがあります。

ファイザー社ワクチン（5～11歳用）については、薬事上の手続きを経て、令和4年（2022年）12  
月15日に有効期間が12か月から18か月へと延長されました。

他方、下記に掲げるロットNoのバイアルは、有効期間が6か月または9か月であるという前提で有効期  
限が印字されています。

これらのワクチンについては、ワクチンの有効活用の観点から、下記の「接種に活用して差しかえない期  
限」まで使用することが可能です。なお、ロット番号：「FN5988」、「FP0362」及び「FR4267」となっている  
ワクチンについては、事務連絡等で改めて連絡するまでは、有効期限を迎えても-90℃から-60℃の温度  
帯で未使用のまま適切に保管し、有効期間が延長された場合には、それを再び活用できるようにお願いし  
ていたところです。これについては、適切に保管されていたことを前提に、ロット番号及びバイアルや箱の目印  
を確認の上、印字されている有効期限より（ロット番号：「FN5988」及び「FP0362」については12か月、  
ロット番号：「FR4267」については9か月）長いものとして取り扱うよう、お願いいたします。

**【有効期間6か月のロット一覧】**

（令和5年1月25日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しかえない期限 (有効期間18か月を前提)
FN5988	2022/4/30	1900/7/31
FP0362	2022/5/31	1900/7/31

**【有効期間9か月のロット一覧】**

（令和5年1月25日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間9か月を前提)	接種に活用して 差しかえない期限 (有効期間18か月を前提)
FR4267	2022/8/31	1900/7/31
FW5101	2022/9/30	1900/7/31

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも  
掲載することとしていますので、ご参照ください。

（二次元コード）

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kigen.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html)

